

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、京都議定書では、平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを対象年比で6%削減することが日本に義務づけられましたが、政府は、そのうち3.8%を森林吸収量により確保することを目標としています。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月から導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされています。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しているのが現状です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。
- 2 構築に当たっては、長野県をはじめとする多くの地方自治体が既に地方環境税を導入している状況を踏まえ、不公平感のない適正な仕組みの構築に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月17日

上田市議会議長 尾 島 勝